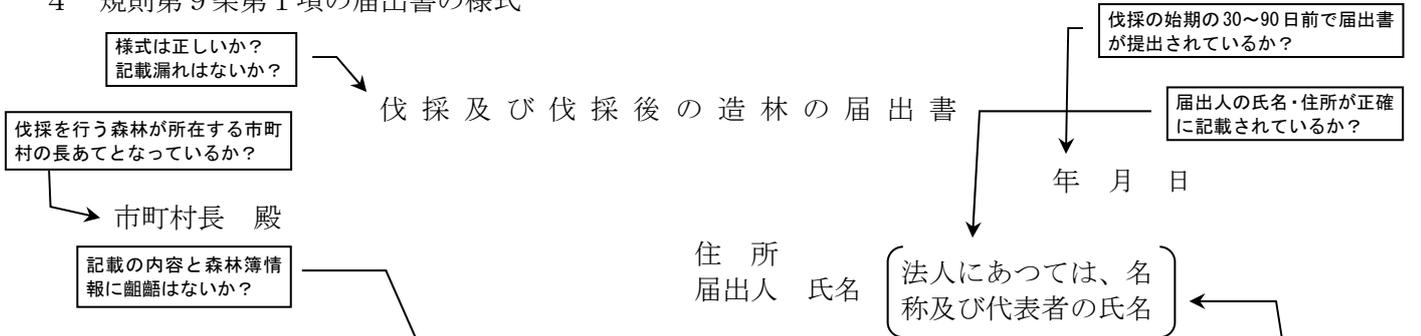


1 届出書の記載要領

森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件（昭和37年7月2日農林省告示第851号）

4 規則第9条第1項の届出書の様式



次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

本伐採は届出者である(のうち)〇〇が所有する立木(又は長期受委託契約に基づき△△が所有する立木)を伐採するものです。

1 森林の所在場所

市	町	大字	字	地番
郡	村			

- ①伐採箇所ごとに届出書を作成する。
- ②複数地番にまたがる場合は、全ての地番を記載する。
- ③必要に応じて届出に係る区域を示す図面を添付する。

- ①届出人が森林所有者その他権原に基づき立木の使用又は収益をする者となっているか?
- ②伐採する(権原を有する)者と伐採後の造林をする(権原を有する)者が異なる場合、連名となっているか?

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

	森林法以外の法令により施業の制限がある場合はその種別等を記載する。
--	-----------------------------------

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(別添)

伐採計画書

(伐採する者の住所・氏名)

1 伐採の計画

小数第2位まで記載されているか
(第3位で四捨五入されているか)?

伐採面積	ha (うち人工林 ha、天然林 ha)		
伐採方法	主伐 (皆伐・択伐)・間伐	伐採率	%
作業委託先			
伐採樹種			
伐採齢			
伐採の期間			
集材方法	集材路・架線・その他 ()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 m	・	延長 m

①始期は届出年月日以降30～90日となっているか?
②伐採の期間が1年を超える場合は、年次別に伐採の計画が記載されているか?

2 備考

--

幅員3m超で、その面積が1ha超となっていないか?

注意事項

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ (あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 3 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(別添)

造林計画書

(造林をする者の住所・氏名)

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)		ha
人工造林による面積 (A + B)		ha
植栽による面積 (A)		ha
人工播種による面積 (B)		ha
天然更新による面積 (C + D)		ha
ぼう芽更新による面積 (C)		ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ()・なし	
天然下種更新による面積 (D)		ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ()・なし	

①伐採の方法が主伐の場合、伐採面積と造林面積が一致しているか？(伐採後に森林以外の用途に供される場合を除く。)
②市町村森林整備計画に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」又は「木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林」のうち人工林の場合、人工造林が計画されているか？
③伐採跡地が確実に更新される方法が選択されているか？

市町村森林整備計画に定める人工造林をすべき期間に適合しているか。
皆伐の場合：伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内
択伐の場合：伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間

複数の樹種を造林する場合は、樹種ごとに記載されているか？

植栽の場合、樹種別の植栽本数が、市町村森林整備計画に定める人工造林の標準的な方法に適合しているか？

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林 (植栽・人工播種)			ha	本		
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)						
5年後において 適確な更新が なされない場合						

市町村森林整備計画に定める天然更新をすべき期間に適合しているか。伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内

①天然更新又は森林以外の用途に供されることが計画されている場合に本欄が全て記載されているか？
②5年後に天然更新が完了していない場合又は森林以外の用途に供されていない場合に、その時点から2年以内に造林する計画となっているか？

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

①伐採後の用途が森林以外(転用)である場合、その用途が記載されているか？
②転用面積は1ha以下か？

2 備考

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合のみ記載すること。